

15 自動車取得税

(1) 新車に関する調

(単位:台,千円)

区 分		新規登録・ 新規検査又は 届出台数 ①	非課税・課 税免除及び 免税点以下 台数 ②	②のうち身 障等にかか る減免台数	課 税 台 数 (①-②) ③	取 得 価 額 ④	低燃費車特 例にかかる 控除額 ⑤	課税標準額 (④-⑤) ⑥	税 額	
自 動 車	普 通 車	23,703	9,092	433	14,611	38,735,561	0	38,735,561	1,238,505	
	小 型 車	31,623	3,314	917	28,309	40,529,798	0	40,529,798	1,040,334	
	小 計	55,326	12,406	1,350	42,920	79,265,359	0	79,265,359	2,278,839	
	ト ラ ク ク	けん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの	1,743	61	0	1,682	8,550,835	0	8,550,835	261,453
		けん引車	52	0	0	52	721,080	0	721,080	17,226
		被けん引車	25	3	0	22	95,340	0	95,340	2,860
		貨客兼用車	3,378	144	6	3,234	5,161,311	0	5,161,311	208,786
		小 計	5,198	208	6	4,990	14,528,566	0	14,528,566	490,325
	バ	ス	162	51	0	111	1,268,783	0	1,268,783	31,933
	特 種 用 途 車	1,189	403	3	786	5,208,222	0	5,208,222	161,353	
	合 計	61,875	13,068	1,359	48,807	100,270,930	0	100,270,930	2,962,450	
軽 自 動 車	四 輪 乗 用 車	26,014	279	251	25,735	26,488,450	0	26,488,450	512,980	
	四 輪 ト ラ ッ ク	8,763	152	0	8,611	7,244,634	0	7,244,634	215,461	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	34,777	431	251	34,346	33,733,084	0	33,733,084	728,441	
総 計	96,652	13,499	1,610	83,153	134,004,014	0	134,004,014	3,690,891		

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「新規登録・新規検査又は届出台数①」は、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局に新規登録・新規検査又は届出があった台数を記載した。
- 「非課税・課税免除及び免税点以下台数②」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち、法第699条の4及び法附則第32条第1項並びに第6項の規定の適用を受けた自動車、条例で課税免除又は減免をした自動車の台数を記載した。
- 「課税台数③」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち自動車取得税を課税された台数を記載した。
- 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。(2)、(3)及び(4)表において同じ。)
- 「特種用途車」とは、緊急自動車、道路維持作業用自動車(ダンプ型、普通荷台型を除く。)、放送宣伝用自動車、霊きゅう車、タンク自動車、ふん尿自動車等いわゆる8ナンバーの自動車をいう。(2)、(3)及び(4)表において同じ。)